

特に、インターネット上の不動産の 『おとり広告』に注意！



おとり広告とは、①存在しない不動産についての表示。②存在するが取引することができない 又は 取引する意思がない不動産についての表示。…をいいます。

取引意思がない好条件の価格を表示することで、顧客を誘引し、成約等の理由で他の物件を紹介・案内するような行為はもとより、成約済みの物件を速やかに広告から削除せず、広告の更新予定日を過ぎても当該物件をインターネット上に掲載しておくことも、おとり広告に該当します。

平成27年度に全国で、違約金を課した違反広告の内の95%は、ネット上の「おとり広告」でした。平成28年4月からは、不当表示に対して、売上額の3%の違約金を課す制度も施行されています（景品表示法）。

今一度、自社のHP、不動産情報サイトで公開中の物件の中に、成約・売り止め物件等がないか、ご確認下さい。また、定期的なメンテナンス（更新）を、必ず行うようにして下さい。



★成約物件の削除をし忘れた！
★ネット上に成約物件がまだ載っていた！



おとり広告??

不動産の公正競争規約 違反 50万円の違約金
景品表示法 違反 売上額の3%の違約金
行政処分 業者名公表



不動産公正競争規約に
参加している企業のマークです
(参加不動産会社の店頭等で表示しています)

東海不動産公正取引協議会 静岡地区調査指導委員会 054-246-1511 (宅建協会内)